

国際機関における「障害と開発」の最新の動きを探る

世界銀行における「障害と開発」のメインストリーミングとエンパワメント政策の動向

シャロットマクレイン・スラボ

● 諸政策・プログラムのデザイン

世界銀行では、メインストリーミングは基本的人権と人間の尊厳に関わるもので、障害者もまた社会の一員として非障害者が必要と感じているのと同じ希望と権利を有していると考えている。したがって、障害者を障害という理由だけで排除することがあって良いとは考えていない。参加へのバリアを取り除くことは、障害者の生活改善のみならず、社会全体としても生産性の増大、失業減、政府依存削減につながる。そして、男女双方のすべての障害者が公平に利益を得られるような政策インパクトを目標に、すべての開発努力がなされるよう保障していかねばならない。このため、次の四つの取り組みがなされる必要がある。その第一は、障害者にとってのバリアを明らかにすることである。ここで言うバリアには、政府の諸政策・プログラムへの障害者の参加を妨げるものと、これらの諸政策・プログラムから障害者が利益を得ることを妨げるような社会の態度も含む。第二は、こうしたバリア除去のための行動の費

用と便益とを評価することである。第三は、効率的なプログラム実施を保障することである。そして最後の第四は、ここで述べる諸政策・プログラムの進展のモニタリングと評価メカニズムを確立することである。

● 障害者の権利条約とのリンク

また世界銀行では、政府の政策は、障害者の権利条約の諸条項を含み、同条約の条文や精神を擁護するようなものであるべきと考えている。障害者のインクルージョンを妨げるような諸障壁を明らかにし、適切な対応策を決定しなければならぬ。

また権利条約の背景にあるパラダイムを図1で示した。権利の平等から機会の平等へ、また参加や発言の平等から説明責任へという流れがある。政策策定におけるこうした変化を達成するためには、①その政策の諸成果の達成支援の仕方、②政策策定での障害者自身の参加の検証が必要である。

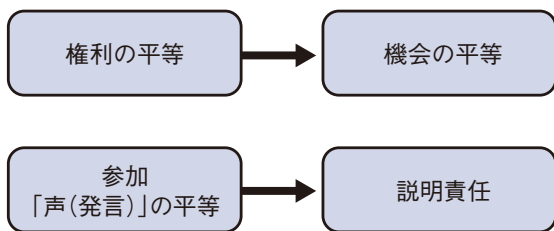
● 法律や規制の枠組み

諸資産・諸サービスへの障害者のアクセ

スを改善するために法律や規則の枠組みを見直し、修正する必要がある。加えてこれから修正の実施の保障のための制度的な手段の保障の必要がある。また当然のことであるが、障害者にとって差別的な各国の法律や規制は撤廃されなければならない。

ここで言う制度的な手段とは、権利条約の諸条項を障害者の生活へのインパクトを持つ諸政策・制度へと各国が転換させる手段のことであり、全政府がこの制度的な手段を講じる必要がある。具体的には、国内人権機関や障害問題担当専門部局、全国障害者会議といったような機関が想定される。障害者の平等な機会前進のためにもっともふさわしい法律、これらの諸法律を実施する政策手段というのは、国ごとに様々であって、単一・同一の処方箋では済まない。どの法律、どの政策手段が自国の特殊な環境や障害者のニーズを満たすのに最適かの評価・判断を、どの国もそれぞれ考える必要がある。法・制度に万能薬はない。

図1 新しいパラダイムと障害者の権利条約の枠組み



●ナレッジベースの開発、実施機
関での能力構築とモニタリン
グ・評価

このほか、法律・制度策定の前提として、障害に関するナレッジベース（知識データベース）の強化、障害分析担当官のトレーニングが求められる。これは、障害についてのふさわしい調査データのない国では特に必須であり障害研究の基準となる研究やデータの収集が必要である。

また政府の政策決定者や政策実施機関については、障害を各自の業務でメインストリーミングできるようなトレーニングが必要である。さらに実施のための参考事例となるようなツールやグッド・プラクティス（成功事例）のつまり具体的な現場で効果のある実用的なツールが求められている。

政府の諸政策については、実施のための準備、実施そのものの後にも、諸政策の進展をしっかりと追跡し、障害者に対するアクセスやサービスの質を拡大させることが重要である。これら諸政策の監視・評価のもっとも効果的なシステムには、政策実施側から見た評価だけでなく、障害者の生活の現場からの政策結果の評価も必須となる。

●政府に求められる基本的リソ
ース

政府予算は、障害分析や障害者のメインストリーミングの支援のため再配置され、

障害のメインストリーミングの役割と責任を明確にするような説明責任も政府には求められる。人材面でも、核となる障害と開発分野の技術的専門集団の養成が諸政策・プログラムの実施の最初の時期には特に必要である。また貧困削減戦略の策定を含む特定のプロジェクトやプログラム関連の諸政策実施では、パートナーシップの構築が、シナジー効果を生み、特に国家と一般市民社会やその他のドナーとの間でのパートナーシップの形成にもつながる。

●障害支援の国際協力の問題につ
いて

障害者の機会均等規則の第二条や障害者の権利条約の第三二条は、国際協力について定めている。援助国間でのよりよい集団的協調が必要とされているということでもある。またこのドナー間での協調には、障害当事者も参加することが望ましい。

●今後の課題

この他の課題として、まず障害の次元を関連領域の分析枠組みと統合させる必要がある。また現在、実施中のプログラムとの戦略的統合の支援も必要である。障害と開発に関わる諸原理に合わせて諸資源を動員し、障害のメインストリーミングの過程とその障害の現場でのインパクトとを監視・評価するような効果的なシステムの開発・実施が求められる。

障害のメインストリーミングは、障害者の機会均等を促進する手段である。メインストリーミング戦略の実施は、複雑で長期的なプロセスであり、多様なアプローチと政治との関わりが求められる。このメインストリーミング戦略には、障害関連諸政策のインパクトを実のあるものにし、より良いデータを得るため、また資金を確保し、政策決定過程での障害者の参加を保障するため、現在の障害と開発に関連した状況の分析が求められる。このメインストリーミング戦略の成功は、各国政府当局の首脳部のこうした戦略への関わり方次第である。

障害の問題に取り組むということは、障害だけの独立した政策パッケージとしてこれを見てはならず、そうではなく、メインストリーミング・プロジェクトの一部としてこれを見ていかなければならない。障害者の権利条約が私たちに示してくれているのは、障害者もまたひとりの主体として、他の人たちとともに活躍できるような状況を求める機会を、同条約が与えてくれたということなのである。

(Charlotte McClain-Nhlapo / 世界銀行上級障害問題担当官、訳・構成 森 壮也)

〔付記〕本稿は、二〇〇八年二月一二日に国連社会開発委員会の「障害と開発」ワークショップにおける報告を元に筆者の了解を得て、日本語で再構成したものである。